（ユニット型）

保険適用利用料

要介護度別　１日あたりの利用料		
要介護度1		7,680
要介護度2		8,360
要介護度3		9,100
要介護度4		9,770
要介護度5		10,430
加算費用		
日常生活継続支援加算（Ⅱ）		460
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		60
看護体制加算（Ⅰ）ロ		40
看護体制加算（Ⅱ）ロ		80
看取り介護加算	死亡日以前45日以上31日以下	720
	死亡日以前4日以上30日以下	1,440
	死亡日以前2日または3日	6,800
	死亡日	12,800
療養食加算　　1回		60
個別機能訓練加算		120
初期加算（入居から30日以内　入院後の再入居も同様）		300
病院又は診療所への入院を要した場合居宅における外泊		2,460
安全対策体制加算（入所時1回）		200
科学的介護推進体制加算Ⅰ　（1月あたり）		400
口腔衛生管理加算（1月あたり）		200
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき　所定単位×136/1000	

※個人負担費用は上記保険適用利用料合計の1割・又は2割・3割になります。

保険外利用料

食事の提供に要する費用

通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1日	1日	1日	1日	1日
1,445	300	390	650	1,360

居住に要する費用

通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
第4段階	第1段階	第2段階	第3段階
2,066	880	880	1,370

その他の利用料

○　日常預かり金管理費

○　喫茶費用　　100　1回

利用回数に応じて徴収いたします。

※その他　理美容代、お菓子代、病院代、写真代等は実費です。

利用者負担段階について

所得の低い方	第１段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
	第２段階	・預貯金等単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の方 ・年金収入と合計所得が年間80万円以下の方
	第３段階 ①	・預貯金等単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方 ・年金収入と合計所得が年間80万円以上120万円以下の方
	第３段階 ②	・預貯金等単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方 ・年金収入と合計所得が年間120万円以上の方
	第４段階	・上記以外の方

※１～３段階の方は、原則負担段階非課税世帯の方が対象となります。

照陽園(ユニット型)　料金表　(1割負担の場合)

一月　31日で計算

令和7年4月現在

特別養護老人ホーム　(ユニット型)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第2段階	73,117円	75,512円	78,118円	80,477円	82,801円
第3段階①	96,057円	98,452円	101,058円	103,417円	105,741円
第3段階②	118,067円	120,462円	123,068円	125,427円	127,751円
第4段階	142,588円	144,983円	147,589円	149,948円	152,272円

※その他、管理費、理美容代、病院代、薬代、お菓子代、写真代は、実費

注意　介護料金は、利用者の収入などの状況によって、基本の１割負担が、
2割負担・3割負担となる場合があります。
第２～４段階については、個人の所得に応じて市町村役場にて
決定されます。食費と居住費が段階に応じて変わります。
また、加算の状況なども加わりますので、いくらか変化する場合が
ありますので、詳しい金額などについては、施設の方へご確認ください。